旧

(P6)

## 第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

 $1 \sim 2$  (略)

3.「検査員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。

 $4 \sim 31$  (略)

(P12~13)

### 第118条 成果物の提出

 $1 \sim 4$  (略)

(P6)

## 第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

 $1 \sim 2$  (略)

3.「検査員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書<u>第31条</u>第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。

 $4 \sim 31$  (略)

 $(P12\sim13)$ 

## 第118条 成果物の提出

 $1 \sim 4$  (略)

5.受注者は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

(P13)

#### 第120条 検査

1. 受注者は、契約書<u>第30条</u>1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注 者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備及び 提出がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

 $2 \sim 3$  (略)

#### 第121条 修補

 $1 \sim 3$  (略)

- 4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書<u>第30条</u>第2項の規定に基づき、検査の結果を受注者に通知するものとする。
- 5. 検査員が指示した期間内に修補の完了が確認された場合には、その 指示日から修補完了確認日までの期間を、契約書<u>第30条</u>第2項に規定す る期間には含めないものとする。

(P13)

### 第120条 検査

1. 受注者は、契約書<u>第31条</u>1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注 者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備及び 提出がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

 $2 \sim 3$  (略)

#### 第121条 修補

 $1 \sim 3$  (略)

- 4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書<u>第31条</u>第2項の規定に基づき、検査の結果を受注者に通知するものとする。
- 5. 検査員が指示した期間内に修補の完了が確認された場合には、その 指示日から修補完了確認日までの期間を、契約書<u>第31条</u>第2項に規定す る期間には含めないものとする。

(P14)

## 第123条 契約変更

- 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。
  - (1) 地質・土質調査業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 監督員と受注者が協議し、地質・土質調査業務の履行上必要があると認められる場合
  - (4) 契約書<u>第29条</u>の規定に基づき,契約金額の変更に代える設計図 書の変更を行う場合
- 2 (略)

(P14)

### 第123条 契約変更

- 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。
  - (1) 地質・土質調査業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 監督員と受注者が協議し、地質・土質調査業務の履行上必要があると認められる場合
  - (4) 契約書<u>第30条</u>の規定に基づき,契約金額の変更に代える設計図 書の変更を行う場合
- 2 (略)

(P14)

#### 第124条 履行期間の変更

 $1 \sim 2$  (略)

- 3. 受注者は、**履行期間の延長が必要と判断した場合には、契約書第21 条の規定に基づき、**履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定 根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4. 契約書<u>第22条</u>に基づき,発注者の請求により履行期間を短縮した場合、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

(P15)

### 第126条 発注者の賠償責任

発注者は,以下の各号に該当する場合,損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書<u>第26条</u>に規定する一般的損害,契約書<u>第27条</u>に規定する 第三者に及ぼした損害について,発注者の責に帰すべき損害と された場合
- (2) (略)

(P14)

### 第124条 履行期間の変更

 $1 \sim 2$  (略)

- 3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と 判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定 根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4. 契約書<u>第23条</u>に基づき,発注者の請求により履行期間を短縮した場合,受注者は,速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

(P15)

# 第126条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書<u>第27条</u>に規定する一般的損害,契約書<u>第28条</u>に規定する 第三者に及ぼした損害について,発注者の責に帰すべき損害と された場合
- (2) (略)

(P15)

#### 第127条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書<u>第26条</u>に規定する一般的損害,契約書<u>第27条</u>に規定する 第三者に及ぼした損害について,受注者の責に帰すべき損害と された場合
- (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

 $(P15\sim16)$ 

# 第128条 部分使用

- 1. 次の各号に掲げる場合,発注者は、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用の請求をすることができるものとする。
  - $(1) \sim (2)$  (略)
- 2 (略)

(P15)

### 第127条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償<u>又は履行の追完</u>を行 わなければならない。

- (1) 契約書<u>第27条</u>に規定する一般的損害,契約書<u>第28条</u>に規定する 第三者に及ぼした損害について,受注者の責に帰すべき損害と された場合
- (2) 契約書第40条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

 $(P15\sim16)$ 

# 第128条 部分使用

- 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用の請求をすることができるものとする。
  - $(1) \sim (2)$  (略)
- 2 (略)

 $(P18\sim19)$ 

#### 第133条 安全等の確保

- 1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全を確保するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技 術審議官通達<u>平成21年3月31日</u>)を参考に常に安全に留意して現 場管理を行い、災害防止に努めなければならない。

$$(2) \sim (4)$$
 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

- 5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害防止 のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - (1) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(<u>建設省事務次官通</u> <u>達平成5年1月12日</u>)を遵守して災害の防止に努めなければならない。

$$(2) \sim (5)$$
 (略)

 $6 \sim 9$  (略)

 $(P18\sim19)$ 

#### 第133条 安全等の確保

- 1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全を確保するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技 術審議官通達<u>令和2年3月</u>)を参考に常に安全に留意して現場管理 を行い、災害防止に努めなければならない。

$$(2) \sim (4)$$
 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

- 5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害防止 のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - (1) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(<u>国土交通省告示第</u> 496号令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければな らない。

$$(2) \sim (5)$$
 (略)

 $6 \sim 9$  (略)

#### 〇改定理由

- ・改定予定の茨城県建設コンサルタント業務執行規則において、契約書(様式第2号)が変更になることによる(条ずれ)。
- ・地盤情報データベースへの登録について規定する。
- ・その他, 国土交通省共通仕様書への整合を図る等。

#### 〇適用

- ・令和2年10月1日以降起工決議する地質・土質調査業務から適用する。
- ・ただし, 第 102 条, 第 120 条, 第 121 条, 第 123 条, 第 124 条, 第 126 条, 第 127 条, 第 128 条における改定については, 今後予定される茨城県建設 コンサルタント業務執行規則の改定に合わせ適用する(改定される執行規則に基づき契約を締結する業務から適用)。

#### 〇改定後の仕様書(全体)について

検査指導課ホームページで公開する。